

坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金交付申請等の流れ

【申請の流れ】

① 太陽光発電設備等を設置する前に、次の必要書類を坂祝町水道環境課に提出

・ 太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書 [\(様式第1号\)](#)

・ 太陽光発電設備等の見積書の写し

※ [「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」](#)を参考に作成してください。

・ 太陽光発電設備等の設置場所と付近の見取図

・ 太陽光発電設備等の仕様書

・ 「FIT・FIP認定を受けないこと」、「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)を遵守すること」等に関する申請者の誓約書 [\(様式第1号の2\)](#)

・ 太陽光発電設備等の設置を行う施工業者の誓約書 [\(様式第1号の3\)](#)

・ 太陽光発電設備で発電する電力の消費計画書

・ その他、町長が必要と認めたもの（町が指示する）



② 補助金の交付決定通知受領（町が申請者に郵送）



③ 事業者との契約及び施工、支払等



④ 太陽光発電設備等の設置が完了したら、速やかに次の必要書類を坂祝町水道環境課に提出

・ 太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書 [\(様式第6号\)](#)

・ 太陽光発電設備等の設置に係る契約書の写し

・ 太陽光発電設備等の設置に係る領収書の写し

・ 太陽光発電設備等の保証書の写し

・ 太陽光発電設備等の取扱説明書の写し

・ 電力会社との接続契約書、買電契約書等の写し（接続契約、買電契約する場合のみ）

・ 太陽光発電設備等の設置状況を示す写真

・ その他、町長が必要と認めたもの（町から指示された場合のみ）



⑤ 補助金の額確定通知受領（町が申請者に郵送）



⑥ 補助金の額の確定通知を受領したら、速やかに太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書 [\(様式第8号\)](#)を坂祝町水道環境課に提出



⑦ 町が補助金を申請口座に振り込む

○申請内容の変更・中止・取り下げがある場合は [\(様式第4号\)](#)を坂祝町水道環境課に提出のこと

※補助金の交付決定前に、事業者との契約を締結している場合は、補助金の交付の対象となりませ

るので、ご注意ください。

【補助を受けた設備の処分】

・補助を受けた太陽光発電設備等を、法定耐用年数が経過する前に、補助の要件に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する場合は、事前に、坂祝町水道環境課に届け出て、承認を受けなければなりません。[\(様式第 9 号\)](#)

・補助を受けた太陽光発電設備等を法定耐用年数が経過する前に処分すると、地震・浸水等によって被災し、交換、廃棄する場合を除き、補助金を返還していただくことになります。